

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げられた地方消費税収（社会保障財源分）は、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

社会保障施策とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する施策をいいます。本町においては、令和 4 年度決算における社会保障財源化分 197,755 千円を次の事業に充てています。

(単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県	その他 (保育料)	引き上げ分 地方消費税	その他
社会 福祉	障害者総合支援事業費 (障害福祉サービス、補装具費等)	471,690	352,057	0	79,558	40,075
	私立保育所施設型給付委託費 認定こども園施設型給付費	700,773	495,101	23,065	118,197	64,410
合計		1,172,463	847,158	23,065	197,755	104,485